

韓国知的財産ニュース 2019年10月後期

(No. 401)

発行年月日：2019年11月7日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法一部改正法律案
- 1-2 商標法一部改正法律案
- 1-3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案
- 1-4 特許法施行令一部改正令（案）立法予告
- 1-5 関税法一部改正法律案
- 1-6 デザイン保護法一部改正法律案
- 1-7 商標法一部改正法律案
- 1-8 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案
- 1-9 商標法一部改正法律案

関係機関の動き

- 2-1 2019 国民安全発明チャレンジ受賞作の展示会を開催
- 2-2 「2019 年全南知識財産フェスティバル」開催
- 2-3 斬新な特許製品、在外韓国人により海外に進出
- 2-4 特許庁、第四次産業革命時代に備えて大々的な組織改編を実施
- 2-5 中小・ベンチャー企業の海外出願支援に向け「先行技術情報の提供事業」を施行

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 技術奪取により登録された特許、無効審判を請求してください！
- 3-2 特許庁、BTS 関連の偽造商品に対する取締および啓導を実施
- 3-3 タイ政府、韓流便乗の外国企業を対象に大々的な取締を実施

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国企業の商標、海外での無断先取りの疑い事例が多く発見

その他一般

- 5-1 パワー半導体、電気自動車に羽を！
- 5-2 バレットパーキング、これからは自律駐車に任せてください
- 5-3 金属を用いた水素貯蔵・運搬技術分野の特許出願が活発
- 5-4 No touch、コンピュータと話し合ってください
- 5-5 フッ素系シリコンの薄膜、封止材および粘着剤などの素材特許に注目
- 5-6 学習教材も特許を受けることができる？
- 5-7 スマートフォン、考えで動作する時代が来る

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法一部改正法律案

議員立法（2019.10.21）

議案番号：22925

提案日：2019年10月21日

提案者：無所属 文喜相（ムン・ヒサン）議員外11人

<提案理由>

現行法上、デザイン権などの知的財産権が侵害されると、デザイン権者はデザイン権侵害に対する損害賠償を請求することができ、これに対し法院は損害賠償額を算定する際に、侵害者の利益額をデザイン権者の損害として推定可能にすることで、適切な民事的救済ができるよう、制度が運営されている。しかし、同損害額の算定方式は推定規定に過ぎず、デザイン権者の生産能力の範囲内で損害額が認められるため、侵害者がデザイン権者より生産能力が優れている場合には、侵害者がデザイン権者の損害を賠償してもその利益額が残り、「侵害した方が得」と認識する問題点が提起されている。

また、同損害額の算定方式を適用するためには、デザイン権者が侵害者の利益額を立証しなければならず、侵害者が保有している営業秘密などの主な情報をデザイン権者が立証し、これを裁判過程で明らかにすることは事実上不可能であるため、立証責任が適正に分けられるよう制度を見直されなければならないという指摘がある。

デザイン権などの知的財産権はその侵害行為による被害が莫大であるにも関わらず、その侵害行為と損害を立証するには関連証拠が侵害者に偏重しており、関連紛争においての実体的な真実に接近するのが簡単ではないという問題がある。

そこで、侵害者がその侵害行為から得た利益額はデザイン権者の生産能力とは関係なく、デザイン権者の損害として認められるようにし、立証責任の範囲を適正に分ける一方、侵害者が保有した証拠に対し提出命令の対象と範囲を拡大し、法院の証拠提出命令に対する不応時の制裁効果の導入を通じて、提出命令の実効性を向上し、デザイン権者の効果的な権利救済を図るためである。

<主要内容>

- イ. デザイン権侵害に対する損害賠償請求の根拠規定を整備する（案第 115 条第 1 項新設）。
- ロ. 損害額を算定する方式の中、侵害者の利益額をデザイン権者の生産能力とは関係なく損害と認められるようにし、デザイン権者及び侵害者がそれぞれ立証すべき事項を明確に区分する（案第 115 条第 4 項）。
- ハ. 損害額を算定するために鑑定人に対する当事者の説明義務を課すことで、迅速・的確な損害額の算定を図る（案第 115 条の 2 新設）。
- ニ. デジタル記録媒体の発展環境を反映するために、提出命令の対象を書類から資料に拡大し、侵害証明のための目的も追加する（案第 118 条第 1 項）。
- ホ. 提出拒否の事由についての妥当性を確認するために、法官だけが事前に確認する秘密審理手続きを導入する（案第 118 条第 2 項新設）。
- ヘ. 侵害の証明又は損害額の算定の際に必ず必要な場合には、営業秘密であっても提出義務を課し、法院の提出命令に従わないときには、相手の主張事実を真実のものと認められる制裁規定を導入する（案第 118 条第 3 項から第 5 項まで新設）

1-2 商標法一部改正法律案

議員立法（2019.10.21）

議案番号：22922

提案日：2019年10月21日

提案者：無所属 文喜相（ムン・ヒサン）議員外 11 人

<提案理由>

現行法上、商標権などの知的財産権が侵害されると、商標権者は商標権侵害に対する損害賠償を請求することができ、これに対し法院は損害賠償額を算定する際に、侵害者の利益額を商標権者の損害として推定可能にすることで、適切な民事的救済ができるよう、制度が運営されている。しかし、同損害額の算定方式は推定規定に過ぎず、商標権者の生産能力の範囲内で損害額が認められるため、侵害者が商標権者より生産能力が優れている場合には、侵害者が商標権者の損害を賠償してもその利益額が残り、「侵害した方が得」と認識する問題点が提起されている。

また、同損害額の算定方式を適用するためには、商標権者が侵害者の利益額を立証しなければならず、侵害者が保有している営業秘密などの主な情報を商標権者が立証し、これを裁判過程で明らかにすることは事実上不可能であるため、立証責任が適正に分けられるよう制度を見直されなければならないという指摘がある。

商標権などの知的財産権はその侵害行為による被害が莫大であるにも関わらず、その侵害行為と損害を立証するには関連証拠が侵害者に偏重しており、関連紛争においての実体的な真実に接近するのが簡単ではないという問題がある。

そこで、侵害者がその侵害行為から得た利益額は商標権者の生産能力とは関係なく、商標権者の損害として認められるようにし、立証責任の範囲を適正に分ける一方、侵害者が保有した証拠に対し提出命令の対象と範囲を拡大し、法院の証拠提出命令に対する不応時の制裁効果の導入を通じて、提出命令の実効性を向上し、商標権者の効果的な権利救済を図るためである。

<主要内容>

- イ. 損害額を算定する方式の中、侵害者の利益額を商標権者の生産能力とは関係なく損害と認められるようにし、商標権者および侵害者がそれぞれ立証すべき事項を明確に区分する（案第 110 条第 3 項）。
- ロ. 損害額を算定するために鑑定人に対する当事者の説明義務を課すことで、迅速・的確な損害額の算定を図る（案第 111 条の 2 新設）。
- ハ. デジタル記録媒体の発展環境を反映するために、提出命令の対象を書類から資料に拡大し、侵害および損害額の証明のための目的も追加する（案第 114 条第 1 項）。
- ニ. 提出拒否の事由についての妥当性を確認するために、法官だけが事前に確認する秘密審理手続きを導入する（案第 114 条第 2 項新設）。

ホ. 侵害の証明又は損害額の算定の際に必ず必要な場合には、営業秘密であっても提出義務を課し、法院の提出命令に従わないときには、相手の主張事実を真実のものと認められる制裁規定を導入する（案第 114 条第 3 項から第 5 項まで新設）

1-3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議員立法（2019.10.21）

議案番号：22927

提案日：2019 年 10 月 21 日

提案者：無所属 文喜相（ムン・ヒサン）議員外 11 人

<提案理由>

現行法上、不正競争行為および営業秘密などの知的財産権に準ずる法益が侵害されると、該当行為によって営業上の利益を侵害された者（以下、“被害者”という）は、その侵害行為に対する損害賠償を請求することができ、これに対し法院は損害賠償額を算定する際に、営業上の利益を侵害した者（以下、“侵害者”という）の利益額を被害者の損害として推定可能にすることで適切な民事的救済ができるよう、制度が運営されている。しかし、同損害額の算定方式は推定規定に過ぎず、被害者の生産能力の範囲内で損害額が認められるため、侵害者が被害者より生産能力が優れている場合には、侵害者が被害者の損害を賠償してもその利益額が残り、「侵害した方が得」と認識する問題点が提起されている。

また、同損害額の算定方式を適用するためには、被害者が侵害者の利益額を立証しなければならず、侵害者が保有している営業秘密などの主な情報を被害者が立証し、これを裁判過程で明らかにすることは事実上不可能であるため、立証責任が適正に分けられるよう制度を見直されなければならないという指摘がある。

不正競争行為および営業秘密などの知的財産権に準ずる法益はその侵害行為による被害が莫大であるにも関わらず、その侵害行為と損害を立証するには関連証拠が侵害者に偏重しており、関連紛争においての実体的な真実に接近するのが簡単ではないという問題がある。

そこで、侵害者がその侵害行為から得た利益額を侵害された者の生産能力とは関係なく、損害として認められるようにし、立証責任の範囲を適正に分ける一方、侵害者が保有した証拠に対し提出命令の対象と範囲を拡大し、法院の証拠提出命令に対する不応時の制

裁効果の導入を通じて、提出命令の実効性を向上し、営業上の利益を侵害された被害者の効果的な権利救済を図るためである。

<主要内容>

- イ. 損害額を算定する方式の中、侵害者の利益額を侵害された者の生産能力とは関係なく損害と認められるようにし、営業上の利益を侵害された者及び侵害した者がそれぞれ立証すべき事項を明確に区分する（案第 14 条の 2 第 2 項）。
- ロ. 提出拒否の事由についての妥当性を確認するために、法官だけが事前に確認する秘密審理手続きを導入する（案第 14 条の 3 第 2 項新設）。
- ハ. 侵害の証明又は損害額の算定の際に必ず必要な場合には、営業秘密であっても提出義務を課し、法院の提出命令に従わないときには、相手の主張事実を真実のものと認められる制裁規定を導入する（案第 14 条の 3 第 3 項から第 5 項まで新設）
- 二. 損害額の算定のための鑑定人に対し当事者の説明義務を課すことで、迅速・的確な損害額の算定を図る（案第 14 条の 8 新設）。

1-4 特許法施行令一部改正令（案）立法予告

電子官報（2019.10.21）

産業通商資源部公告第 2019-592 号

特許法施行令の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第 41 条」に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 10 月 21 日

産業通商資源部長官

特許法施行令一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

国家間の協力を進めることにおいて、特許出願をする時に微生物の委託を認定する委託機関の対象を拡大する必要があるとあり、憲法第 11 条の平等原則を考慮し、許可などによる特許権の存続期間の延長対象に含まれていない一部の品目を追加すると共に、出願人による遅延期間を外国制度との衡平性を考慮し、整備する必要がある。

2. 主要内容

イ. 微生物委託機関の認定対象を拡大（案第 2 条、第 3 条、第 4 条）

- 1) ブダペスト条約（条約による国際委託機関に微生物を委託する場合、締結国間に微生物関連の特許を自由に出願することができるようにした条約）に加盟していない台湾との、両国の微生物委託機関を相互認定する内容の了解覚書の締結推進により、関連根拠の規定を整える必要がある。
- 2) 韓国の国民を対象に、特許手続き上の微生物委託に対し、韓国との同一条件の手続きを認めると合意した国家が指定した微生物委託機関を、国内の特許出願の時に認定する委託機関に追加し、該当委託機関から微生物を分譲することができるようにする。
- 3) ブダペスト条約に加盟していない国家と協約を締結する場合、韓国と相手国が指定した微生物委託機関を相互認定することで、相手国家で微生物関連の特許を出願する出願人は、微生物委託の手続きを簡素化できると期待される。

ロ. 許可などによる特許権の存続期間の延長対象および運営規定の整備（案第 7 条）

- 1) 麻薬類医薬品の特許権の存続期間の延長に関する訴訟において、麻薬類医薬品を存続期間の延長対象として規定していないのは立法不備だとした判決（特許法院 2019 年 7 月 5 日宣告、2018 ホ 2250 及び 2018 ホ 2267）が確定され、関連規定を補完する必要があり、許可などによる特許権の存続期間の延長制度の安定性のために、運営中の行政規則（特許庁の告示）を法令で委任する根拠を整える必要がある。
- 2) 許可などによる特許権の存続期間の延長対象に、「麻薬類管理法」によって品目許可を受けた麻薬又は向精神性医薬品を追加し、存続期間延長の対象発明の不実施期間の算定手続き及び審査基準等を特許庁長に委任する規定を整える。
- 3) 品目許可を受けた麻薬類医薬品に対する特許権の存続期間の延長を許容することで、憲法の平等原則を順守し、許可などによる特許権の存続期間の延長の期間算定などに対する行政規則運営の正当性が付与されると期待される。

ハ. 出願人による遅延期間の規定整備（案第 7 条の 2）

- 1) 海外主要国に対比し、出願人による遅延期間（登録遅延による特許権の存続期間を延長する時に除外される期間）を狭く規定することにより、国際的衡平性を考慮し、関連規定を整備する必要がある。
- 2) 現在、拒絶決定をした後、再審査の請求までの期間を出願人による遅延期間と算定していることを、再審査にかかる全体の期間に拡大し、審査に必要な書類誤訳訂正書が審査請求日から 8 ヶ月が過ぎた後に提出されると、超過した期間を出願人による遅延期間と算定することとする。
- 3) 出願人による遅延期間を主要国と同様に調整することで、特許権の存続期間延長の国家間の衡平性が向上すると期待される。

3. 意見提出

特許法施行令一部改正令案について意見がある団体、または個人は 2019 年 12 月 2 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認した後、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見（賛否意見とその事由）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 601 号（〒35208）

電話：(042) 481-5399、Fax：(042) 472-4743

電子メール：maro87@korea.kr

4. その他の事項

改正案の詳細については、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」を確認するか、特許庁特許審査制度課（電話 042-481-5399）までお問い合わせください。

1-5 関税法一部改正法律案

議員立法（2019.10.24）

議案番号：23001

提案日：2019 年 10 月 24 日

提案者：共に民主党 金政祐（キム・ジョンウ）議員外 9 人

<提案理由および主要内容>

購買者と販売者を仲介するプラットフォームを提供する通信販売仲介者（オープンマーケット）は、韓国国民の消費生活において一つの軸として位置づけられている一方、オープンマーケットでの偽造商品、不正輸入品などの流通が持続的に発生しており、社会的懸念が高まっている。

大型オープンマーケットを中心に、偽造商品、不正輸入品などの販売を減らすため自ら努力しているが、販売業者の偽造商品などの販売に対し、オープンマーケットは法的責任がないため限界があるのが現状であり、外国商品の販売者と関係者などの販売・営業活動に対する点検の権限を持つ関税庁長が、オープンマーケット内で行われている販売行為などを点検し、その実態を消費者に知らせる制度的装置を整える必要があるとの指

摘がある。

そこで、オープンマーケットを利用する販売業者などが、現行法または現行法による命令を着実に履行しているかを点検するために、関税庁長や税関長がオープンマーケットを対象に書面実態調査を実施することができるようにする一方、関税庁長がその調査結果を公表することができるようにすることで、オープンマーケットでの偽造商品などの流通を抑制するためである。(案第 266 条第 4 項から第 6 項まで新設)

1-6 デザイン保護法一部改正法律案

議員立法 (2019.10.25)

議案番号：23012

提案日：2019 年 10 月 25 日

提案者：共に民主党 朴範界（パク・ボムゲ）議員外 9 人

<提案理由>

知的財産権は建物などの不動産といった有体物とは異なり、形態のない無体財産権であるため、権利を侵害された時、その価値を評価し適正な損害賠償を受けるのが困難である。例えば、特定の建物に対する価値は公示地価、実際の取引価格など様々な評価指標などにより、侵害による損害の算定が容易である反面、デザイン権の場合、そのデザインが持つ経済的価値はデザイン権者の創作的努力と消費者の評価により決定されるため、その権利を侵害された場合に、その損傷された価値に対する評価が難しい。

デザイン権者が相当な投資と努力を通じて創作したデザインを保護するのは、創作の奨励を通じて消費者の利用の便宜と産業の発展を図ろうとすることに目的がある。このように、他人が創作したデザインを故意に侵害し利益を得ようとする行為は、創作者の創作意志を挫くもので、消費者の便宜性を低下させるのはもちろん、産業発展にも逆行する行為であり、これを厳しく根絶する必要がある。

そこで、本改正法が施行された以降に侵害が発生した場合、他人により登録されたデザインを故意に侵害した者に対し、その侵害による損害額として認められた金額の 3 倍以内で、賠償額を課すことができるようにし、デザイン権者の効果的な権利救済を図る一方、現在の損害額の算定方式の一つである通常的に受けることができる金額は、市場の基準より低く算定され、適正な損害額の算定ができないという指摘があり、これを合理的に受けることができる金額を基準として変更し、市場の現実に沿う損害額を算定する

ことができるように改善するためである。

<主要内容>

- イ. デザイン権の侵害に対する損害額の算定方式の中、使用料の算定基準を「通常的に受けることができる金額」から「合理的に受けることができる金額」に変更する。
(案第 53 条第 2 項、第 115 条第 4 項)。
- ロ. 故意にデザイン権者又は専用実施権者の権利を侵害した者に対し、損害として認められた金額の 3 倍以内で賠償額を定めるようにする。(案第 115 条第 7 項及び第 8 項新設)。

1-7 商標法一部改正法律案

議員立法 (2019.10.25)

議案番号：23010

提案日：2019 年 10 月 25 日

提案者：共に民主党 朴範界（パク・ボムゲ）議員外 9 人

<提案理由>

知的財産権は建物などの不動産といった有体物とは異なり、形態のない無体財産権であるため、権利を侵害された時、その価値を評価し適正な損害賠償を受けるのが困難である。例えば、特定の建物に対する価値は公示地価、実際の取引価格など様々な評価指標などにより、侵害による損害の算定が容易である反面、商標権の場合、その商標が持つ経済的価値は、商標権者の信用に比例するため、商標権を侵害された場合、その損傷された価値に対する評価が難しい。

商標権者が相当な投資と努力で築いた信頼を強く保護するのは、商標権者だけの利益にとどまらず、その商標を信頼して製品を購入した需要者の利益にもなるためである。このように、商標は製品の出所を表す機能、広告宣伝の機能および製品の品質保証の機能も持っている。特に最近には消費に対する消費者の基準が高くなることで、品質保証機能が注目されている。

そのため、需要者の製品選択権などの利益を保証するためには、商標権者の商標と同一であるか、類似する商標を使用して消費者を誤解させる行為を根絶する必要がある。

そこで、本改正法が施行された以降に侵害が発生した場合、その登録された商標と同一・類似した商標を故意に侵害した者に対し、その侵害による損害額として認められた金額の3倍以内で、その賠償額を課すことができるようにし、商標権者の効果的な権利救済を図ろうとするものである。

また、2011年に導入された法定損害賠償の最高限度である5,000万ウォンを、国内商品取引市場の拡大、物価上昇要因などを考慮して、本改正法が施行された以降に商標権を侵害した者に対し、損害額として認められる最大額を1億ウォンに引き上げ、故意的な場合には最大3億ウォン以内で賠償することができるように制度を整備する。

一方、現在の損害額の算定方式の一つである通常的に受けることができる金額が、市場の基準より低く算定され、適正な損害額の算定ができないという指摘があり、これを合理的に受けることができる金額を基準として変更し、市場の現実に沿う損害額を算定することができるように改善するためである。

<主要内容>

- イ. 商標権の侵害に対する損害額の算定方式の中、使用料の算定基準を「通常的に受けることができる金額」から「合理的に受けることができる金額」に変更する。(案第110条第4項)。
- ロ. 故意に商標権者又は専用使用権者の登録商標と同一・類似する商標を、その指定商品と同一・類似する商品に使用し、商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その損害として認められた金額の3倍以内で、賠償額を法院が定めることができるようにする。(案第110条第7項及び第8項新設)。
- ハ. 法定損害賠償額の最高限度を5,000万ウォンから1億ウォン（故意に侵害した場合には3億ウォン）に引き上げる（案第111条）。

1-8 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議員立法 (2019.10.28)

議案番号：23074

提案日：2019年10月28日

提案者：共に民主党 権七勝（クォン・チルスン）議員外11人

<提案理由および主要内容>

現行法は、事業提案、入札、公募など取引交渉または取引過程において、経済的価値を持つ他人のアイデアをその提供目的に違反して、自分または第3者の営業上の利益のために不正に使用することや、他人に提供して使用させる行為を不正競争行為の類型として規定し、このような不正競争行為を行った者に特許庁長などがその行為の中止などの是正に必要な勧告をすることができるようにしている。

しかし、奪取したアイデアの提供を受けて実質的に使用している他人は、現行法上、不正競争行為者に該当しないため、特許庁などはその他人に対し是正勧告をすることができないという問題が発生している。

そこで、奪取したアイデアを他人に提供した者のみならず、そのアイデアが奪取したアイデアであることを知り、または、重大な過失であることを知らずに提供を受けた者に対しても是正勧告をすることができるようにし、是正勧告制度の実効性を向上させるためである。(案第8条)

1-9 商標法一部改正法律案

議員立法 (2019.10.29)

議案番号：23200

提案日：2019年10月29日

提案者：共に民主党 洪宜洛（ホン・イラク）議員外9人

<提案理由>

現行法上、商標の使用は商品の譲渡または引き渡しを前提にするが、占有の移転なしに電子的形態の商品をオンラインで提供する場合、商標の使用に含まれるか否かが不明であり、これを明白にするために商標の使用概念をオンライン上の提供行為まで拡大する必要がある。

また、商標登録拒絶決定を受けた後、商品補正などで拒絶理由を簡単に解消することができる場合には、別途の拒絶決定に対する審判手続きを行わないようにし、出願人の便宜を向上させる一方、審査官が商標登録決定を受けた出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合、職権で商標登録決定を取り消し、その出願に対する再審査を可能にすることで、瑕疵のある商標の登録を防止し、商標の無効可能性を事前に防ぐためである。

<主要内容>

- イ. 占有の移転なしに電子的形態の商品を電気通信回線によって提供する行為も、商標の使用と見なすこととする（案第2条第1項第11号ロ目）。
- ロ. 商標登録決定後に審査官が明白な瑕疵を発見した場合、職権で再審査することができるようにする（案第68条の2新設）。
- ハ. 審査官の商標登録拒絶決定後に商品の補正等でその拒絶理由を簡単に解消することができる場合には、審査手続きを行わずに審査官に再審査を請求することができるようにする（案第69条の2新設）。
- ニ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号ヌ目が第2条第1号ル目に変更されたことを反映する（案第92条第2項）。
- ホ. 職権再審査及び再審査は、国際商標登録出願には適用しない特例規定を定める（案第193条第3項及び第193条の2新設）。

関係機関の動き

2-1 2019国民安全発明チャレンジ受賞作の展示会を開催

韓国特許庁（2019.10.17）

発明で守る韓国の国民安全！

10月21日（月曜）から23日（水曜）、

仁川松島（ソンド）コンベンシア3ホールで開催

特許庁は、10月21日（月曜）から23日（水曜）にかけて仁川市の松島コンベンシア 3ホールで、国民の安全を守る警察庁・消防庁・海洋警察庁の所属公務員が現場中心型アイデアによる発明品を観覧することができる、「2019国民安全発明チャレンジ受賞作展示会」を、警察庁・消防庁・海洋警察庁と共同開催する。

今年で2回目を迎える「国民安全発明チャレンジ」は、治安・災害分野の警察庁・消防庁・海洋警察庁に所属する18万人の公務員が、国民の安全を救助する現場で直接経験して考案したアイデアを発掘して、知財専門家による高度化と、権利化および事業化を支援する公募展である。

これを受け、今年3月から警察庁・消防庁・海洋警察庁の「安全専門家」から計725件の治安・災害に関わるアイデアを受け付け、現場での活用可能性、事業化の可能性などを中心に審査し、最終24件のアイデアを受賞作に選定した。

※各庁（警察庁・消防庁・海洋警察庁）別に8件

受賞作に選定された24件のアイデアは、特許・技術の専門家からのマンツーマン・コンサルティングを通じて高度化および試作品の製作の支援を受けて最終審査した後、展示会の最後の日である10月23日（水曜）午後10時の授賞式で、大賞（国会議長賞）、金賞（行政安全部長官賞）などの賞状と計2,400万ウォンの賞金を授与する。

最終の受賞作については、国有特許として権利化すると同時に、民間への技術移転を支援しており、最も優秀なアイデアとして選ばれた大賞の受賞者には、アイデアの海外権利の確保および技術移転のための海外出願を支援する予定である。

※2019年国民安全発明チャレンジの主要受賞作

- (1) 火災に弱いワンルームなどの小型住居施設で、普段はテーブルとして利用するが、火災が発生した時には梯子として利用できる「テーブル型安全梯子」（大賞、消防庁の公務員）
- (2) スライド式拡張型盾で、テーザー銃を装着することができ、警察の身体を保護しつつ犯人を効果的に捕まえる「スマート盾」（金賞、警察庁の公務員）
- (3) 着用と分離が用意で、一つで航空救助、陸上救助、船舶救助、水上救助などで多様に活用できる「多機能の救助ハーネス」（金賞、海洋警察庁の公務員）

この展示会は、「テーブル型安全梯子」、「スマート盾」、「多機能の救助ハーネス」など、警察庁・消防庁・海洋警察庁に所属され、現場で働く公務員が思いついた特色のある発明品のみならず、未来警察と科学治安をテーマに、起動装備、対テロおよび警護装備など警察で直接使う製品と、ビッグデータ、モノのインターネット（IoT）基盤の治安・保安技術などを展示する「第1回国際治安産業博覧会」と連携して開催され、より多彩なイベントを提供する予定である。

特許庁長は「国民安全発明チャレンジが知的財産と国民安全を調和させる求心点となり、今回の国民安全発明チャレンジで発掘した特許技術が、韓国国内を超え海外市場に進出することを期待している」とし、「韓国の安全産業が持続的に幅を広げ、市場を成長させる成長産業として跳躍することができるよう、政府イノベーションを通じて支援して行きたい」と述べた。

「2019国民安全発明チャレンジ受賞作展示会」の観覧時間は午前10時から午後5時までとなっており、オンラインでの事前登録をすると無料で観覧することができる。詳細な問

い合わせは、韓国発明振興会地域知識財産室（電話02-3459-2821）まで。

2-2 「2019年全南知的財産フェスティバル」開催

韓国特許庁（2019.10.21）

全羅南道のイノベーション成長をけん引する知識財産フェスティバルが開かれる

特許庁は全羅南道（全南）と共に、10月22日午前10時30分麗水国際博覧会場（全南麗水市）グランドホールで、「2019年全南知的財産（IP）フェスティバル」を開催する。

今年で5回目を迎える全南知的財産フェスティバルは、2015年に伝統産業フォーラムの中心イベントとして始まり、今は優秀な発明品の展示・体験およびワンストップ IP 相談、就職マッチングデーなど多彩なイベントが行われる、地域最大の知的財産祭典の場に発展・成長した。

特に今年は、「第11回中小企業知的財産経営者大会」および「第18次世界韓商大会」と共に開催され、中小企業における知的財産経営の成功事例を発掘してその成果を拡散し、世界で活動している在外韓国人経済人を対象に、知的財産の重要性を発信することができるという点で意味がある。

イベント期間中には、全南の優秀な研究機関（順天大学、東新大学、（株）全南生物産業振興院）が自ら保有している特許権を必要とする企業（（株）HANSUNG STEEL、GENE21、山野草村）に、実施料計4,100万ウォンで特許技術を移転および取引する契約を締結する。

これにより、地域のIP取引および事業化を活性化する基盤がより堅固になると期待されている。そして、地域の知的財産の発展と政府イノベーションに貢献した功労を讃える、「全南知的財産有功者」授賞式も行われる。

※中小企業IP経営者大会の受賞：13社、全南知的財産の有功者：5名

また「就職マッチングデー」では、知的財産基盤の企業3社を含む道内の12企業が、地域の就職者とのマンツーマンマッチングによる現場採用を実施する。他にも、地域の輸出中小企業20社の優秀なIP製品を展示する企業広報の場も設けられる。

イベント中には、ドローン、3Dプリンティングなど第四次産業革命時代の先端科学技術を直接経験できる多彩な体験イベントも進められ、地域の未来創業者と中小企業の隘路

事項を解決するために法律、販路・マーケティング、創業など各分野の専門家によるコンサルティングも行われる。

このイベントでは、地域の学生および現場の訪問者向けのクイズショー「知的財産ゴールデンボール」が実施される予定であり、イベントの参加者が楽しんで、知的財産への親密度を高めることができると期待される。

特許庁長は、「このイベントをきっかけに革新的な知的財産（IP）が、全南の次世代の新成長産業育成の礎になる機会の場合として位置づけられると期待している」とし、「特許庁は、全南が知的財産で武装した技術を通じて、新たな付加価値と雇用を創出し、全南の新しい時代をけん引するよう積極的に支援して行きたい」と伝えた。

2-3 斬新な特許製品、在外韓国人により海外に進出

韓国特許庁（2019.10.22）

特許庁と在外同胞財団、特許企業の海外進出を支援するために業務協約を締結

特許庁と在外同胞財団は、特許基盤の優秀な中小企業の海外進出を支援するために、10月22日（火曜）午後1時30分に世界韓商大会（全南麗水市）で業務協約を締結する。

この協約は、国民の便宜の向上に向けて公共サービスを革新する政府イノベーションとして、中小企業が国内市場にとどまらず、在外韓国人のネットワークを通して海外市場へ進出するよう支援するために進められた。

特許基盤の中小企業が特許事業化の初期の苦境を乗り越え成長するためには、多様な販路を開拓し、安定的な売上を確保する必要がある。

しかし、韓国の中小企業は優秀な特許製品を開発しても、資金不足、言語障壁、現地の情報とネットワークの欠如により、海外市場への挑戦が簡単ではない。

一方、現地の情報とネットワークを備えた在外韓国人企業家は、現地の市場を通じ、後発企業が模倣できない製品を探して世界韓商大会を毎年訪問している。

これを受け、特許庁と在外同胞財団は、昨年から世界韓商大会などを通して、特許基盤の中小企業と在外韓国人企業家を試験的に連係しており、持続的な協力関係を構築するためにこの協約を締結した。

協約の主要内容は（1）特許基盤の中小企業および大学・公共研と在外韓国人企業間の協力ネットワークを構築、（2）世界韓商大会など在外同胞財団が主管する在外韓国人との交流イベントに対する協力（3）特許庁が主管する海外の特許マーケティングに対する協力などある。

特許庁は中小企業の斬新な特許製品と、大学・公共研の革新的な特許技術および能力のある若者などを発掘し、在外韓国人企業に紹介する。

在外同胞財団は、新製品の現地進出の経験および能力、現地生産・流通・販売ネットワークおよび市場動向などの情報を特許基盤の中小企業に提供することや、韓国の大学・公共研の特許技術をライセンスまたは現地の需要企業に紹介し、韓国大学の青年人材を雇用できる在外韓国人企業家を紹介する。

特許庁長は、「事業化の初期から海外販路を開拓して現地の特許で武装すると、中小企業の製品もそれに相応する価格で販売することができる」とし、「今回の業務協約で、韓国の中小企業がその価値を認められる強い特許を確保し、グローバル強小企業として成長するきっかけになることを期待する」と述べた。

2-4 特許庁、第四次産業革命時代に備えて大々的な組織改編を実施

韓国特許庁（2019.10.22）

第四次産業革命技術を担当する審査体系の構築および 産業財産保護の特別司法警察を拡大

特許庁は、人工知能（AI）、ビッグデータ、バイオヘルスなど第四次産業革命に関わる特許出願を優先審査する「融合・複合技術審査局」を設置するなど、時代の変化に合わせて現在の特許審査組織を大々的に改編することにした。

10月22日、行政安全部と特許庁によると、特許庁は2013年から特許審査企画局、特許審査1・2・3局など、4局で構成されていた従来の組織を特許審査企画局、融合・複合技術審査局、電気通信技術審査局、化学生命技術審査局、機械金属技術審査局など5局に拡大改編する。

この改編により、4局25課10チーム931名であった特許審査組織の規模は、5局27課10チーム957名に拡大される。

融合・複合技術審査局には、人工知能・ビッグデータ審査課、モノのインターネット審査課、バイオヘルスケア審査課、知能型ロボット審査課、自律走行審査チーム、スマート製造審査チームの6課・チームを設置し、第四次産業革命に関わる技術を優先審査する。優先審査は最終の審査決定まで約5.7ヵ月がかかり、一般審査の審査期間に比べると約10.7ヵ月短い。

特許庁は、第四次産業革命技術が急激に発展する状況下で、国内企業が国際競争で優位に立つためには速やかな特許権の確保が不可欠であると、組織改編の背景を説明した。

また、韓国の国民であれば誰でも簡単に接近することができるように、「電気・通信技術」、「化学・生命技術」、「機械・金属技術」など各技術分野を担当する審査局に名称を変え、専門審査官を再配置し専門性を高めるようにした。

特許庁は、今回の組織改編を通じてこれまで散発的かつ短編的に行われていた特許動向調査の機能を大幅に強化し、世界4億件あまりの特許関連ビッグデータの分析で未来の有望技術を導き出し、製造業など産業構造の革新と改編も支援する計画である。

特に、素材・部品・設備分野の技術自立と迅速な国産化を後押しするために、重要な素材部品の特許を分析して戦略を構築した後、関係部処や民間に提供する予定である。

他にも、商標権だけでなく、特許権、デザイン権など国民の産業財産権を保護するために、特別司法警察の業務範囲を従来の商標侵害から特許・営業秘密・デザインの侵害まで包括して遂行することにした。

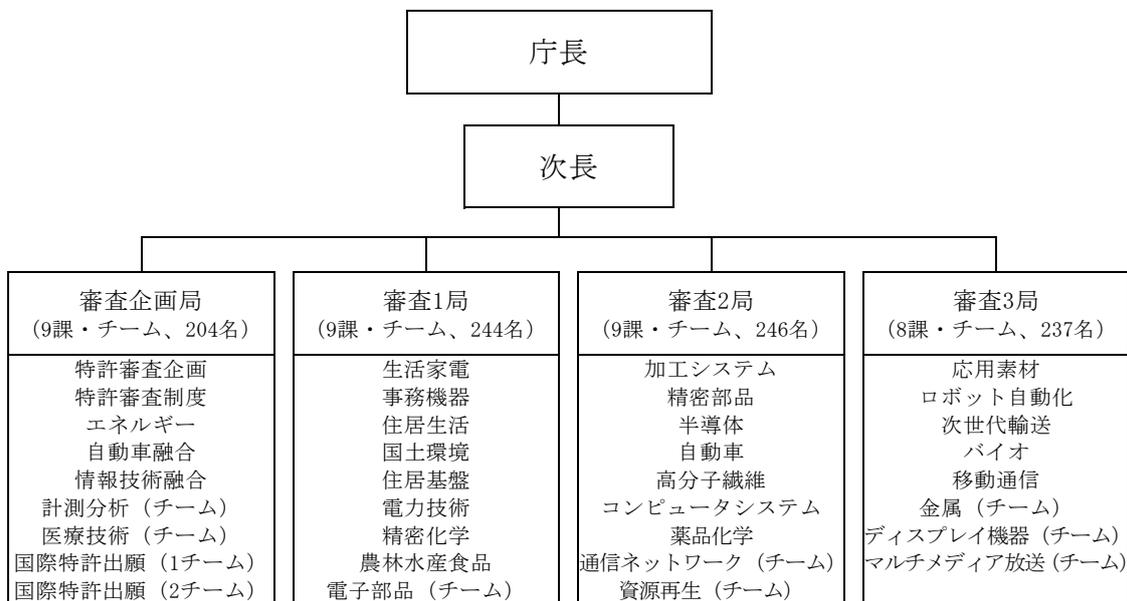
これを受け、特許庁は特許の審査・審判分野で専門性を持つ特別司法警察を増員し（5名）、技術奪取による中小・ベンチャー企業の被害を防止する計画である。

特許庁長は「今回の組織改編を通じて、第四次産業革命に先制的に対応できる高品質の審査基盤を構築することにした」としつつ、「特許関連ビッグデータの分析で、製造業の構造の『革新先導型産業構造』への転換を支援すると同時に、産業財産特別司法警察による中小企業の技術奪取を防止し、公正経済を実現して行きたい」と述べた。

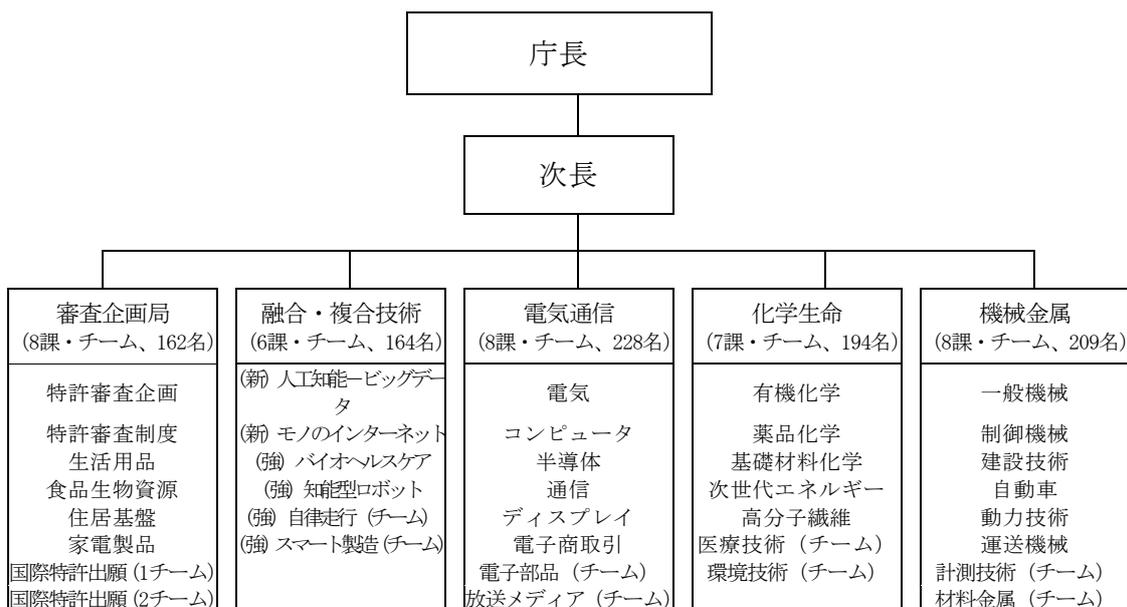
行政安全部組織診断課長は「素材・部品・設備の国産化など、産業競争力を強化することが韓国の重要課題である」とし、「この組織改編で、特許庁が積極的で専門的な審査を行い、第四次産業革命を先導的に支援する組織になることを期待する」と伝えた。

※特許審査組織の改編前後の組織図

改編前：4局25課10チーム、931名



改編後：5局27課10チーム、957名 (+1局 +2局、26名)



2-5 中小・ベンチャー企業の海外出願支援に向け「先行技術情報の提供事業」を施行
韓国特許庁 (2019.10.24)

特許庁は、海外特許権を確保しようとする中小・ベンチャー企業を支援するために、出願発明に対する先行技術情報を特許審査の前に提供する、「先行技術情報の提供事業」を10月28日から施行する。

支援対象は、過去5年間にPCT国際出願を受けたことがある企業や、特許庁の知財権創出支援事業である「IP翼（ナレ）」、「グローバルIPスター企業」の支援を受けている約8,500の中小企業である。

審査請求をしてから3ヵ月以内の出願に対して申請することができ、2ヵ月後に専門の調査機関による先行技術調査の報告書を無料で提供する。

大企業では、特許出願をする際に関連の先行技術を事前に調査・分析し、海外出願に向けた戦略まで立てるケースが多い反面、ほとんどの中小・ベンチャー企業では、知的財産を担当する人材と資金が不足しているため、先行技術調査を基盤にする海外出願戦略をまともに樹立しないまま特許出願をするケースが多かった。

同事業は、これらの中小・ベンチャー企業に先行技術情報を提供し、費用がたくさんかかる海外出願を進める前に、海外特許の獲得可能性を判断し、適正な権利範囲を設定するなど、海外出願の戦略を立てることに相当役立つと期待されている。

また、関連する先行技術情報を早期に提供することで、先行技術調査なしに出願して見逃す恐れのある技術的事項の補完、改良発明の実施による優秀な特許権の獲得にも役立つと予想される。

先行技術調査の専門機関が運営する下記のウェブサイトの中一つを選び、ウェブサイトアクセスして申請することができ、同事業に対する詳細な情報も閲覧できる。

< 「先行技術情報の提供事業」の申請ウェブサイト >

専門機関名	アドレス	備考
特許情報振興センター	https://acc.pipc.or.kr	専用サイト
wips	https://www.preexam.co.kr	「先行技術情報の提供事業の申請」メニューで申請可能

IPSolution	http://www.ipsolution.co.kr	「先行技術情報の提供事業」 メニューで申請可能
KTG	http://www.iktg.com	「特許情報調査」→「先行技術情報の提供事業」メニューで申請可能
TOTALIP	https://www.totalip.kr	「先行技術調査申請」 メニューで申請可能

※事業の管理機関である「韓国特許戦略開発院」のサイト (<https://www.kista.re.kr>) の「事業情報」の掲示板でも詳細な情報を閲覧することができる。

特許庁特許審査企画局長は、「先行技術調査事業は元々、特許庁の特許審査を支援することが目的であるが、同事業は出願企業にも直接的に役立てられるようにすることで、先行技術調査事業の意義を見直すきっかけとなった」と評価し、「申請規模と事業の効果を分析し、対象企業をさらに拡大するための方策も検討する予定である」と伝えた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 技術奪取により登録された特許、無効審判を請求してください！

韓国特許庁 (2019. 10. 21)

特許審判院、真正な権利者保護に乗り出す

他人が発明した技術を奪取して自分の名前で出願・登録された特許に対し、特許法第33条第1項本文 (※) に基づき、無権利者の特許出願である理由で無効審判を通じて救済を受けることができる。

※特許法第33条第1項本文は、発明をした者またはその承継人は、特許を受けられる権利を持つと規定し、第133条第1項第2号は、第33条第1項本文の規定に基づく特許を受けられる権利を持たない者が出願し、特許を受けた場合を特許の無効事由の一つとして規定している。

特許審判院は、2010年以降、無権利者の特許出願である理由で請求された無効審判96件 (※) の分析・結果を発表した。

※審判が終了した事件に限定し、進行中もしくは審決却下・取下など、本案判断が無い事件は除外。

請求人は、中小企業（52件）、個人（32件）、外国法人（3件）、大企業（2件）順であり、被請求人（特許権者）は、中小企業（60件）、個人（28件）、大企業（3件）順であり、当事者が個人または中小企業である事件が大半であった。

紛争別にみると、個人または中小企業間の紛争が大半であり、技術分野は、電気電子（29件）、機械（27件）、共通複合（22件）、化学（18件）順で紛争が多く発生していると調査された。

主な争点は、無権利者が真正な権利者の発明（以下、「冒認対象発明」とする）を完全に同一に出願せず、ある程度、改良また変形して特許を受けた時の冒認対象発明と特許発明の同一性の可否（※）である

※冒認対象発明と特許発明が同一でなければ無効にならない。

従来には同一性の判断基準を厳しく適用したものの、最近には無権利者が冒認対象発明の構成を一部変更して相違するようになったとしても、その変更が通常の技術者が普通に採用する程度に過ぎないとすれば、その特許発明は無効であるとの判断基準（2009フ2463判決、2011年宣告）を適用している。

特許審判院は、上の判断基準を積極的に活用し、技術奪取事件における真正な権利者を保護するために乗り出している。

無権利者の特許出願関連無効審判96件の結果をみると、66件（69%）が棄却され、30件（31%）が引用され、無効と判断された。

このうち、特許審判院の審決に不服して特許法院に訴が提起された事件は22件（23%）であり、このうち、3件（14%）だけが特許法院で審決取消（※）されたと調査された。これは、特許無効審判全体の審決取消率である27%（2014～2018年5年平均）に比べ、半分水準であり、特許審判院の判断が、法院で高い割合で支持されていることと解析できる。

※特許審判院で棄却したものの、特許法院で審決取消（無効）

特許審判院長は、「技術奪取により登録された特許から、正当な権利者を救済するためには、関連無効審判の正確な判断が重要であるため、審判便覧に最近の判断基準を追加するなど、正当な権利者保護に乗り出す」と明らかにした。

3-2 特許庁、BTS 関連の偽造商品に対する取締および啓導を実施

韓国特許庁 (2019. 10. 23)

10月末、BTSのソウルコンサート会場の周辺で、商標権者と合同取締を予定
BigHit エンターテインメントと共に、偽造商品の購買自粛に関するキャンペーンも実施

K-POP の世界的な人気に伴い、人気歌手に関する商品市場も拡大している中で、これらの商品を模倣した偽造商品の製造・販売流通など商標権侵害行為も日々深刻になっている。

2018年にオリンピック主競技場で開かれたBTSのコンサートは、数万人のファンが集まり盛況のうちに終わった。また、会場周辺の地下鉄駅の通路から出口、会場の入口にはファングッズや応援グッズを販売する業者と、これらを見物するファンでにぎわっていた。

しかし、この販売業者の製品のほとんどは正規品ではない偽造商品で、BTSの商標権や肖像権を侵害する製品であり、販売業者らは露店などを設置し、大量の偽造商品を展示・販売したり、ひそかに客引きする立ち売りも大勢いた。

また、韓国の有名なオンラインショッピングモールでBTS関連商品を検索すると、衣類・帽子・鞆から文具類、アクセサリに至るまで、ショッピングモール当たりには少なくとも数千件から多くは数十万件の商品が販売されているが、これらのほとんども偽造商品である。

特許庁は、韓国を超えて世界的に人気を集めている、K-POPの代表的なアイドルグループであるBTSの所属事務所BigHitエンターテインメントと共に、BTS関連の偽造商品の流通など、商標権侵害行為の根絶に向けた啓導と取締を実施することにした。

特許庁は、オン・オフラインにおいてBTS関連の偽造商品を常習的に大量供給・流通する業者を対象に取締を企画する。特に10月26日、27日、29日にソウルの蚕室(チャムシル)オリンピック主競技場で開催予定のBTSのコンサート現場では、BigHitエンターテインメントと共に取締を行う。

また、BigHitエンターテインメントはBTSの公式チャンネルを通じて、偽造商品の購買を控え、舞台の当日に特許庁と合同取締を行うという内容を、一般の消費者およびBTSのファンに通知する予定である。

特許庁産業財産特別司法警察は、9月30日のBigHitエンターテインメントからの情報提供を基に、BTS関連の偽造商品をオン・オフラインのチャンネルで流通した4卸売業者を対象に取締を行い、事件の関連者を刑事立件し、現場で文具類、衣類・雑貨およびアクセサリーなど数千点の商標権侵害物品を押収したことがある。

該当の業者は、ノート・カレンダー・ペンケース・手帳などの文具類、Tシャツ・帽子・マスクなどの衣類から、傘・財布・座布団などの雑貨、キーホルダー・ブレスレットなどのアクセサリーまで、多くの物品にBTSの商標を付着して正規品のように流通した疑いがある。

特許庁長は、「BTSは、韓国はもちろん、世界中で韓国の代表的な文化アイコンとして知られており、BTS関連の商標を盗用した偽造商品の流通は、商標権者およびアーティストの名声に被害を与えることに留まらず、韓国のイメージにも悪影響を及ぼす」としつつ、「BTSをはじめとするK-POP韓流が、持続的に拡散・成長するためには、商標・デザインなどの知的財産の迅速な確保と同時に、彼らのコンテンツを活用した利益創出の安定的な好循環に向けた知的財産の保護に、一層努力しなければならない」と述べた。

BigHitエンターテインメントは、「今回の特許庁との協力を基に、ファンと消費者が偽造商品の購買による被害を受けないよう努力し、また、アーティストの肖像権、商標権などの管理をさらに強化して行きたい」と強調した。

3-3 タイ政府、韓流便乗の外国企業を対象に大々的な取締を実施

韓国特許庁 (2019. 10. 24)

ARCOVAタイ法人の本社および2店舗を取締、代表者を召喚し取り調べを実施

特許庁はKOTRA（大韓貿易投資振興公社）と共同で、タイ内の韓流便乗企業であるARCOVAに対するタイ税関の大々的な取締を導いたと発表した。

ARCOVAは、韓流の人気が高いタイで2016年に法人を設立した後、バンコクの市内および近郊の計5店舗で、化粧品など韓国の有名な消費財の模倣品を販売していた。

店舗ではK-POPを流すだけでなく、販売製品には誤ったハングルや虚偽の韓国法人および韓国の住所を表記していた。また製品の履歴情報を確認できるバーコードにも、他の韓国業者のバーコードを使用していたことが明らかになった。

これを受け、特許庁は2019年3月にKOTRAのバンコク貿易館の海外知識財産センター（IP-DESK）を通じて、ARCOVAに対する現況調査および法律検討を実施し、その結果を基にして6月にタイ警察庁および税関にARCOVAへの取締を要請した。

タイ税関は約6ヵ月にかけて、バンコクのIP-DESKとの協力で店舗を下見し、9月にはARCOVAのタイ法人の本社と流通人口の多い2店舗を強制捜査すると同時に、タイ法人代表を召喚し、取り調べを行っていた。

その結果、ARCOVAが「Made in Korea」と表記した化粧品は、中国からの輸入品であることが確認され、「化粧品法、関税法」違反の疑いで押収された。

タイ税関によると、押収された物品はシャンプー、ローション、マスクパックなど約30品目の化粧品類であり、1万8,000点余り以上が押収され、その金額は約200万バーツ（8,000万ウォン）に相当する。

また、ARCOVAは押収されていない他の違反商品も全て提出することにし、該当商品に関する輸入許可証の取消決定および罰金も課される予定である。

特許庁は昨年からはタイとベトナム、中国などでMUMUSOなどの韓流便乗企業に対する取締を導き、今年には大田地方検察庁と共同で、一部の韓流便乗企業の国内法人2社への法院からの解散決定を導いたことがある。

特許庁産業財産保護協力局長は、「タイをはじめとする8ヵ国に設けられている15のKOTRA IP-DESKを積極的に活用し、韓流便乗企業に対する現地の対応を持続的に強化していく」としつつ、「韓国企業が海外で直面する特許紛争、偽造商品の流通など多様な種類の知財権侵害についても積極的に支援する計画である」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国企業の商標、海外での無断先取りの疑い事例が多く発見

韓国特許庁（2019.10.28）

279商標、海外62カ国で計1,140件が先取りの疑い

特許庁は、韓国企業の商標が海外の各国で無断先取りされていると疑われる事例について実態調査を行った結果、計62カ国において1,140件の疑い事例が発見されたと発表した。

今回の調査には、グローバル商標DB（WIPO-GBD、TMview）が活用されており、中国、ベトナムなどで既に把握していた無断先取りの疑いがある英文商標（※）906個について、これらの商標がグローバル商標DB内の56カ国（※※）でも先取りされていたかを把握する方法で行われた。

※他の国で図形として認識され、キーワード検索ができないハングル、中文商標は除く。

※※WIPO-GBD内の55カ国（2019年7月基準）、TMview内の1国（WIPO-GBD不提供の国家）

<WIPO-GBD、TMviewの概要>

- (1) WIPO-GBD：世界知的所有権機関（WIPO）で運営するグローバル商標検索サービスで、計58カ国・機構（アジアの国が多数）のデータ約4,000万件を提供
- (2) TMview：欧州連合知的財産庁（EUIPO）で運営するグローバル商標検索サービスで、計68カ国・機構（欧州諸国が中心）のデータ約5,300万件を提供

※グローバル商標DBの場合、各国から提供される商標情報を基盤にしており、各国の事情により欠けている情報があり得る（中国、ベトナムなど）。

調査の結果、先取りの疑いがある事例として発見された商標は計279個であり、62カ国（※）で1,140件が発見された。国別ではインドネシアが204件（17.9%）、タイが116件（10.2%）、シンガポールが83件（7.3%）などと、アセアン国家（8カ国で594件、52.1%）が最も多く、欧州諸国（22カ国で189件、16.6%）でも先取りが疑われる事例が多数発見された。

※WIPO-GBDから提供されるマドリッド国際出願の件に含まれている国家により、最初の調査対象（56カ国）より多くの国で疑い事例が発見された。

また、業種別では、電子・電気が（361件、31.7%）、化粧品が（121件、10.6%）、食品が（103件、9.0%）、フランチャイズが（100件、8.8%）、衣類が（82件、7.2%）の順で

あり、個別商標では韓国の有名化粧品およびお菓子メーカーの商標で疑い事例が多かった。

特許庁は、今回に把握された先取り疑い事例については、被害企業へ被害情報を提供すると共に、11月中に韓国企業を対象とする説明会を開催し、被害対応教育と企業からの意見聴取も行う計画である。

それと同時に、中国、ベトナムそしてグローバル商標DB（WIPO-GBD、TMview）での商標の検索方法と、先取り被害への対応方法を盛り込んだマニュアルを発刊し、韓国企業に配布する予定である。

特許庁産業財産保護協力局長は、「無断先取りの疑い事例が大多数の国から発見されたが、競争業種ではない商品類のみならず、競争業種で登録された事例も多くみられる」としつつ、「韓国企業は自社の商標に対する体系的な管理を自ら行う必要がある」と強調する一方、「現在、商標先取りのモニタリングを定期的に行っている中国、ベトナム以外にも、アセアン主要国へモニタリングを拡大していく予定である」と述べた。

海外での商標先取り被害の相談および対応方法教育などに関する詳細な問い合わせは、韓国知識財産保護院海外協力チーム（電話02-2183-5896）まで。

その他一般

5-1 パワー半導体、電気自動車に羽を！

韓国特許庁（2019.10.21）

次世代パワー半導体に関わる特許出願が急増

一般的に「半導体」と言えば、情報を記憶して処理するメモリや演算装置が思い浮かぶ。しかし、電気自動車の燃費改善など、エネルギー効率のイノベーションに重要な役割を担っている半導体がある。電気エネルギーを各種のシステムが必要とする形に変換して供給するパワー半導体である。ブルームバーグ（BNEF※）によると、電気自動車は2017年に世界市場で100万台の年間販売量を突破した以降、2025年には1,000万台を突破し、急速に内燃機関を代替すると見込まれている。この電気自動車において、一台当たり100個以上が使われるパワー半導体も新たに注目されている。

※Bloomberg New Energy Finance

パワー半導体の世界市場の規模も、2017年の178億ドルから2025年には299億ドルへと、年平均6.7%増加すると予想される。

※出所：矢野経済研究所（Yano Research Institute）

特許庁によると、炭化ケイ素(SiC)、窒化ガリウム(GaN)基盤の次世代パワー半導体に関わる特許出願が、最近急増したことが分かった。

出願件数は2015年に10件、2016年に13件、2017年に18件と次々増加し、2018年には33件と、2017年に比べて83.3%急増した。

これは、電気自動車・再生可能エネルギーなど、高電圧の応用分野における需要の急増が見込まれるパワー半導体に対する研究開発が活発になったためと分析される。

従来のシリコン(Si)基盤のパワー半導体は安価な反面、厳しい車両運行の環境下でも高度の耐久性・信頼性を保障するには、構造や設計の改善だけでは限界があった。

しかし、最近注目されている炭化ケイ素、窒化ガリウム基盤のパワー半導体は、シリコンに比べて高温・高圧でも安定的に作動する優秀な物質特性を保有している。これにより、パワー半導体の電力効率の向上および小型化・軽量化を画期的に改善することができる。

ただ、工程の具現が難しく費用がたくさんかかるため、本格的な商用化に向けては解決すべき技術的な課題も多い。

出願人関連の動向をみると、2015年に40%だった内国人による出願の割合が、2018年には66.6%に急増した。

メモリ分野に比べ劣っていると評価される非メモリのパワー半導体分野においても、韓国企業が積極的に投資しているとみられる。

また、2017年以前は年間5件未満だった中小・中堅企業の出願件数が、2018年には13件へと大きく増えたことも分かった。

特に、2019年5月に発表された「システム半導体のビジョンと戦略」には、ファブレスの

創業と成長に対する支援と、次世代パワー半導体の開発への集中支援に関する内容が含まれており、中小・中堅企業をはじめとする韓国企業の出願は、今後もさらに増加すると予想される。

特許庁電子部品審査チーム長は、「各種の環境規制により、エネルギー効率が重要となっており、ファブレスの中小・中堅企業においてもパワー半導体分野は機会の領域である」としつつ、「高い信頼性が求められる産業の特性上、技術能力を着実に蓄積し、強い特許で武装する必要がある」と述べた。

5-2 バレットパーキング、これからは自律駐車に任せてください

韓国特許庁 (2019.10.23)

自動駐車技術関連の特許出願が増加傾向

運転手が百貨店に到着して自動駐車モードを選択した後に車から降りると、車が自ら動いて予約していた空きスペースに駐車して、ショッピングが終わると車が駐車料金を払い、百貨店の入口で待機する。最近、自律走行技術の開発が活発になっており、自動駐車技術が近いうちに現実のものとなると予想されている。それを反映するかのよう、自動駐車技術関連の特許出願が次々と増加している。

※バレットパーキング (Valet parking) : 百貨店、飲食店、ホテルなどの駐車場で、係員が顧客の車を代わりに駐車するサービス

特許庁によると、2014年以前には年平均60件に過ぎなかった自動駐車技術関連の特許が、2015年以降には年平均105件へと急激に増加したことが分かった。

これは、2014年の自律走行自動車に関わる国際協約であるウィーン条約の改正と、2015年の自律走行ロードマップの発表により、技術開発が加速化した結果と分析される。

過去10年間(2009年から2018年)の出願を技術分野別に見ると、駐車場の空きスペースの表示が223件(29%)、可変の交通指示が218件(28%)、衝突防止システムが122件(16%)、交通量の検出が107件(14%)と調査された。

特に、駐車場で個別の空きスペースを表示する技術分野が多数を占めている。これは駐車をする時に空きスペースを探すのが最も大変であるだけに、それを解決するための要求が特許出願に反映されているとみられる。

出願人別では、中小・中堅企業の出願が 234 件（30%）、大企業が 191 件（24%）、外国企業が 138 件（18%）、大学・研究機関が 108 件（14%）、個人が 104 件（13%）の順であり、中小企業の出願の割合が比較的高いことが分かる。

中小企業および個人による出願では、駐車場での個別の空きスペースの表示分野における出願が多く、大企業、外国企業、大学・研究機関の場合は、可変の交通指令・指示分野における出願が多かった。

中小企業および個人は制御が簡単で、従来の駐車施設を改善する応用分野の技術開発が多く、大企業および大学・研究機関は、センサーなどが融合した信号体系の交通指令を伝達する基礎分野の技術開発が多かった。

特許庁ロボット自動化審査課長は、「自律走行サービスの中、限られた地域内で低速で走行しながらサービスすることができる自動駐車サービスが、最も先に常用化する分野として注目されている」とし、「今後、人工知能技術を利用した走行経路の探索、IoT 技術が融合した駐車位置の表示、そして 5G 技術を活用した車両とモノとの通信分野の研究開発および特許出願が続くと予想される」と述べた。

5-3 金属を用いた水素貯蔵・運搬技術分野の特許出願が活発

韓国特許庁（2019.10.24）

水素経済に対する社会的関心が高まっている中、金属を活用して水素を安全に貯蔵して運搬する技術に関する特許出願が活発であることが明らかになった。

特許庁によると、金属を用いた水素貯蔵・運搬技術に関する特許出願件数は、ここ5年間（2014年から2018年）に135件と、その以前の5年（2009年から2013年、101件）に比べて33%以上増加した。

水素が未来のエネルギー源として脚光を浴びており、水素を安全で効率的に活用するための企業の関心が反映されたものと解析される。

技術分野別の出願動向を見ると、固体水素の貯蔵・運搬技術が226件（95.8%）と最も多く、気体水素および液体水素の貯蔵・運搬技術が10件（4.2%）であることが分かった。

固体水素の貯蔵・運搬技術が大半を占めている理由は、冷却または加圧すると水素を吸

取し金属水素化物となり、加熱または減圧すると水素を放出する水素吸蔵合金を使用することができるためである。

水素吸蔵合金を使用すると、水素が金属水素化物の固体状態に貯蔵され爆発の危険がなくなり、水素の体積を気体水素の貯蔵用高圧ボンベの約7分の1に縮小することができるため貯蔵性が向上される。

固体水素の貯蔵・運搬技術の中では、水素貯蔵の効率などを高められる水素吸蔵合金自体に対する特許出願が67件（28.4%）であり、自動車、船舶、貯蔵設備などに使われる容器、タンクなどの製造に水素吸蔵合金を活用する技術が159件（67.4%）を占めていた。

出願人別の特許出願では、内国人は191件（80.9%）、外国人は45件（19.1%）を出願したことが調査で確認された。内国人の特許出願は国内企業の割合（105件、44.5%）が最も高く、研究機関は（43件、18.2%）、大学は（22件、9.3%）、個人は（21件、8.9%）の順で特許出願が活発であることが分かった。外国人の特許出願では、日本（24件、10.2%）、米国（12件、5.1%）、欧州（7件、3.0%）の順で出願の割合が高かった。

特許庁金属審査チーム長は、「水素経済社会では、水素の安全な貯蔵・運搬技術が重要技術の一つであり、これに対する技術開発はこれから活発になると予想されている」とし、「市場の先取りのために、源泉技術および知的財産権を確保することが何より重要である」と強調した。

5-4 No touch、コンピュータと話し合ってください

韓国特許庁（2019.10.28）

音声、ジェスチャーなど、マルチモーダル・インタフェース特許出願の現状を中心に

涼しい秋の10月ある日午後、大田からソウルにまで運転しながら「○○、美味しいお店教えて」と、スマートフォンに向かって友達に話すように言うと、GPS から現在の位置（天安）情報がリアルタイムで共有され、気温、天気、湿度の気象情報と自動的に連携し、今の感情を顔の表情から読み取り美味しいお店のリストを走行中に列挙する。

人がコンピュータと便利に相互作用することができる、マルチモダリティ（※）技術が発展している。

※マルチモーダル（Multi Modal）は、いろんな形態と意味でコンピュータと対話する環

境を意味する。「モーダル」はモダリティ (modality) を意味し、「モダリティとは、インタラクション中に使われる意志疎通のチャンネル」を意味する。

マルチモーダル・インタフェースは伝統的テキスト以外に、音声、ジェスチャー、視線、表情、生体信号など様々な入力方式を融合して、人間とコンピュータが自然にコミュニケーションすることができるユーザーフレンドリー (user-friendly) 技術であり、過去の機械中心の入力から、現在はヒューマン中心の自然な入力方式へと変化している。

特許庁によると、ここ 10 年間 (2009 年から 2018 年) マルチモーダル・インタフェースに関連して、計 149 件が特許出願された。

2009 年から 2015 年までは、マルチモーダル・インタフェースに関わる特許出願が少なかったが、2016 年に 12 件、2017 年は 20 件、2018 年には 39 件と最近になって増加している。

ここ 5 年 (2014 年から 2018 年) を見みると、2016 年までは 2 個ほどの入力が主に利用されていたが、2017 年以降はジェスチャー、顔、生体信号などの入力が融合して、3 個以上の入力方式を活用した出願がますます増加していることが分かった。

2014 年と 2018 年を比べると、生体信号部分 (脈、心拍数、虹彩、指紋) が 2 件から 11 件と、5.5 倍増え最大の増加幅を見せており、続いて音の部分 (音声、音楽、音響) が 7 件から 28 件と 4 倍増加した。

そして顔、ジェスチャー、におい部分も計 12 件から 35 件へと 2.9 倍増加した反面、伝統的テキスト部分 (キーボード、タッチパッド、電子ペン) は 9 件から 7 件に減少した。

出願人別では、内国人の出願は計 88 件 (94%) で、研究機関や大学の出願が 51 件 (54%)、続いて個人や中小企業の出願が 28 件 (30%)、大手企業の出願が 9 件 (10%) の順であり、外国人の出願は 6 件 (6%) を占めている。

多出願人を見ると、韓国電子通信研究院が 21 件、サムスン電子が 5 件、LG 電子、(株)アモーレパシフィックや韓国科学技術研究院は 4 件、(株)アクリル、(株)スマートオールウェイズオン、国民大学および忠南大学は 3 件であった。

特許庁コンピュータシステム審査課長は、「マルチモーダル技術は、ゲーム、娯楽などで既に実用化され、モノのインターネットと連動した技術に拡散されており、今後、コン

コンピュータを体に付けるユビキタスの世界では、人間の学習能力を模倣した人工知能を融合した未来の入力方式に進化すると予想される」と述べた。

5-5 フッ素系シリコンの薄膜、封止材および粘着剤などの素材特許に注目

韓国特許庁 (2019.10.28)

半導体工程素材の甘草、フッ素系シリコン

「薬屋に甘草」という言葉は、漢方薬を処方する際にはいつも甘草を入れるという意味で、半導体の生産工程においてもフッ素系シリコンは「薬屋に甘草」のように使われている。

フッ素系シリコンは高温での高い引張強度、優秀な電気絶縁性と耐化学的な特性により、半導体の工程で粘着剤、封止材、薄膜などの用途を持っている重要素材として成長している。

特許庁によると、ここ10年間（2009年から2018年）における特許出願は189件で、2009年以降から2017年まで持続的に増加してきた。

最近5年間（2014年から2018年）の細部技術の適用対象別では、半導体の工程におけるフッ素系シリコンの薄膜用途が48件（44%）、粘着剤用途が12件（11%）、封止材用途が8件（7%）、その他の表面処理剤、エッチング液などの用途が40件（37%）であることが明らかになった。

2014年から2015年には、粘着剤および封止材の用途がフッ素系シリコンに関わる全体出願の60%と、集中的に出願されていたが、2016年から2017年には薄膜用途が58%で大半を占めている。これは、粘着剤および封止材の用途より薄膜の活用範囲がさらに広く、第四次産業革命の重要素材であるAI半導体、モノのインターネット（IoT）など、半導体基板と新素子の設計および構造変更に使われているためである。

出願人の動向を見ると、ここ5年間（2014年から2018年）のダイキン工業株式会社など日本企業による出願は全体の46%、東友ファインケムなど韓国企業による出願は34%を占めており、日本企業の方が韓国企業より高い割合を占めていることが分かる。

最近5年間（2014年から2018年）、日本企業は粘着剤および封止材用途でそれぞれ、9件（12%）と3件（6%）を出願しており、韓国企業が出願した4件（11%）、5件（14%）と同

様である。ただ、薄膜用途の場合、日本企業が32件（64％）と、韓国企業の12件（32％）より2倍以上多いことが分かった。これは日本企業がフッ素系シリコンの中、薄膜技術を中核特許として確保するために力を入れているためである。

特許庁高分子繊維審査課長は、「最近、日本の輸出規制による半導体素材の国産化率が低いいため、高付加価値と高機能の両方を保有している特許素材のフッ素系シリコンに対する、能力のある韓国企業の技術開発と中核特許の保有が重要である」と伝えた。

5-6 学習教材も特許を受けることができる？

韓国特許庁（2019.10.28）

教材・教具関連の特許出願が続く、昨年に約40万件が登録

特許庁によると、外国語や乳児教育などのための学習教材に関する特許出願が着実に進められ、ここ10年間（2009年から2018年）計840件余りが出願され、同じ期間に特許登録された件も約370件に上ることが分かった。

出願人別では、内国人が838件（99.4％）、外国人が5件（0.6％）と内国人による出願の割合が圧倒的に高く、また、個人が580件（68.8％）、中小企業が199件（23.6％）、大学が40件（4.7％）、大企業が8件（0.9％）の順であった。

特許を受けた発明では、(1)異なる色で印刷された字と色のフィルターを組み合わせ、英語の単語を楽しく覚えることができる「外国語学習教材」、(2)韓国語文書とこれに対応する英語文章をそれぞれ録音し、繰り返して聞かせるものの、回数が増えるたびに英語のボリュームを徐々に小さくすることで、英語のリスニング学習を支援する「オーディオ教材」、(3)漢字の音と意味を一つの票の行と列に配置させ、類似の漢字を簡単に覚えられるようにする「漢字学習教材」などが目を引く。

学習教材というと、著作権の対象として考えている人が多い。しかし、教材の紙面にアニメーションイメージや学習コンテンツなどを効果的に配置することで、学習効果を視覚的、聴覚的に改善することができれば、特許法上の自然法則を理用した発明に該当し、特許を受けることができる。特に、著作権は著作物の表現を保護する一方、特許権は発明のアイデアを保護するため、効果的な学習を支援する良いアイデアがあれば、特許を受けるのが幅広い権利保護に役立つ。

特許庁生活家電審査課長は、「学習教材に関する発明を出願しようとする発明家や代理人

が参考できるよう、登録および拒否決定された発明を集め『学習発明の成立性判断に関する事例集』を制作し、11月から特許庁のウェブサイト（※）などを通じて提供する計画である」としつつ、「事例集により、発明家や代理人が特許の有無についての判断基準を、より簡単に理解することができれば、革新的な学習コンテンツに関する発明の出願も多く増えると期待されている」と述べた。

※特許庁生活家電研究会のウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr/club/airtech>)

5-7 スマートフォン、考えで動作する時代が来る

韓国特許庁 (2019.10.29)

脳波を利用して電子機器を制御する特許出願が増加

考えるだけで電子機器を制御する技術は、今まで「マトリックス」、「ロボコップ」などの SF 映画の話だと思われてきた。しかし、このような先端技術が近いうちにスマートフォン、コンピュータなどの多様な機器に適用され、日常生活に大きな変化を呼び起こすと予想される。

特許庁によると、人間の頭脳をコンピュータまたは機械と有線・無線で繋ぎ、考えを感じ知してコンピュータや機械を制御する、ブレイン・コンピュータ・インタフェース (BCI) または、ブレイン・マシン・インタフェース (BMI) (※) 技術に関わる特許出願が最近、増加傾向にあることが分かった。

※ブレイン・マシン・インタフェース (Brain-Machine Interface : BMI) またはブレイン・コンピュータ・インタフェース (Brain-Computer Interface : BCI) は、人間の頭脳と機械、またはコンピュータを連結し、脳神経から発生する脳波 (電気信号) を測定および分析し、機械またはコンピュータを直接制御する技術である。

現在、普遍的に使われている「タッチ」方法は物理的な動作を利用しているため、命令の入力速度と量に制約がある一方、BCI・BMI 方法は人の脳波をリアルタイムで分析して電子機器を自動制御し、多くの命令データをリアルタイムで処理することができるという点で、未来のインタフェース技術として注目されている。

特許庁の分析によると、BCI・BMI 技術に関する国内の特許出願は、2012年までは年間18件以下に過ぎなかったが、2013年以降には年間90件以上まで増加したことが分かった。

全体の特許出願の中、内国人・外国人はそれぞれ 65%（334 件）、35%（182 件）を占めており、内国人の中ではサムスン電子（15%、77 件）、LG 電子（7%、35 件）が、そして外国人では、e-Bay（7%、36 件）、Immersion Corp.（5%、25 件）がそれぞれ上位を占めている。

細部技術別では、脳波分析分野が 73%（374 件）、脳波測定設備が 9%（47 件）と最も多く、これにより、BCI・BMI 技術の成功可否は、人間の脳波をどれほど正確に測定して分析するかによって左右されるということが分かる。

そもそも BCI・BMI 技術は、障害者のリハビリと治療を助ける医療用から始まった。しかし最近、脳波測定・分析技術が高度化することにより、「仮想および拡張現実ゲーム分野」（182 件、35%）、「医療用インタフェース分野」（120 件、23%）、「スマートフォン、コンピュータなど電子機器の制御分野」（66 件、13%）、「ニューロマーケティング分野」（49 件、10%）、「遠隔制御用ロボット、ドローンなどの産業分野」（33 件、6%）などへと出願領域が広がっている。これをみると、日常生活の中で考えることだけで、スマートフォンや家電製品などを動作する日が遠くないと思われる。

特許庁加工システム審査課長は、「BCI・BMI 技術は、現在のタッチ方法を次ぐ次世代の技術として、今後、医療、ゲーム、ロボットなど産業全般への波及効果が大きくなると予想される。したがって、基礎的な中核技術である「脳波測定および分析技術」に対する R&D を強化し、重要な特許技術競争力を早期に確保することが重要である」と強調した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-3210-0195/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム